

分類番号	分類	根拠法
1	老人福祉施設(老人介護支援センター除く)	老人福祉法第5条の3
1-1	老人デイサービスセンター	
1-2	老人短期入所施設	
1-3	養護老人ホーム	
1-4	特別養護老人ホーム	
1-5	軽費老人ホーム	
1-6	老人福祉センター	
2	有料老人ホーム	老人福祉法第29条
3	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	老人福祉法第5条の2第6項
4	身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第5条第1項
4-1	身体障害者福祉センター	
4-2	補装具製作施設	
4-3	盲導犬訓練施設	
4-4	視聴覚障害者情報提供施設	
5	障害者支援施設	総合支援法第5条第11項
6	地域活動支援センター	総合支援法第5条第25項
7	福祉ホーム	総合支援法第5条第26項
8	障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用に供する施設	総合支援法第5条第1項
8-1	生活介護事業	
8-2	短期入所事業	
8-3	自立訓練事業	
8-4	就労移行支援事業	
8-5	就労継続支援事業	
8-6	共同生活援助事業	
9	保護施設(医療保護施設及び宿泊提供施設を除く。)	生活保護法第38条
9-1	救護施設	
9-2	更生施設	
9-3	授産施設	
10	児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童遊園を除く。)	児童福祉法第7条第1項
10-1	助産施設	
10-2	乳児院	

10-3	保育所	
10-4	幼保連携型認定こども園	
10-5	児童厚生施設	
10-6	児童養護施設	
10-7	障害児入所施設	
10-8	児童発達支援センター	
10-9	児童心理治療施設	
10-10	児童自立支援施設	
10-11	児童家庭支援センター	
11	障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設	児童福祉法第6条2の2第1項
11-1	児童発達支援事業	
11-2	放課後等デイサービス事業	
12	児童自立生活援助事業の用に供する施設	児童福祉法第6条の3第1項
13	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	児童福祉法第6条の3第2項
14	子育て短期支援事業の用に供する施設	児童福祉法第6条の3第3項
15	一時預かり事業の用に供する施設	児童福祉法第6条の3第7項
16	児童相談所	児童福祉法第12条
17	母子健康センター	母子保健法第22条
18	その他これらに類する施設	
18-1	幼稚園型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条
18-2	認可外保育施設	児童福祉法
18-3	生活支援ハウス	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱
18-4	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第5条
18-5	小規模多機能型居宅介護	介護保険法第8条19項
18-6	看護小規模多機能型居宅介護	介護保険法第8条第23項
18-7	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項
18-8	通所リハビリテーション	介護保険法第8条第8項
18-9	その他これらに類する施設	

19	幼稚園	学校教育法
20	小学校	
21	中学校	
22	高等学校	
23	中等教育学校	
24	特別支援学校	
25	高等専門学校	
26	専修学校(高等過程を置くものに限る)	
27	病院	医療法第1条の5
28	診療所(うち有床診療所)	医療法第1条の5第2項
29	助産所	医療法第2条